

駒止湿原案内人養成講習会 実施要項

1 目的

国指定天然記念物「駒止湿原」は当地域の誇る雄大な自然遺産であり、一層の保護と活用が図られるうえで自然保護及び環境保全に対する知識と意識高揚の取組は重要である。そのため駒止湿原保存管理計画に則り、駒止湿原の学術的価値や自然植生の素晴らしさ、環境保全の必要性、入山の心得やマナーを理解し伝えることのできる人材の育成を目的に案内人養成講習会を実施する。

2 主催 駒止湿原保護協議会（昭和村・南会津町）

3 協力 駒止湿原案内の会

- 4 対象 駒止湿原に関心がある18歳以上の者で、講習会で得た知識と技術を駒止湿原を訪れた方々に伝えていく意思のある方。（昭和村民、南会津町民に限定しない）
- ・8/20募集開始、9/30締切（周知方法：行政ホームページ、8月行政広報紙 他）

5 定員 10名

- ・先着順とする（駒止湿原保護協議会の事務局に正式な受講意思が届いた順とする。）
- ・定員になり次第、募集を終了する
- ・定員を超過する人数の応募が同日にあった場合は駒止湿原保護協議会の判断とする

6 講習期間 令和7年10月～令和8年9月

- ・座学、現地講習 他で12回の実施を予定する

7 講習内容 別紙実施計画書とする（講師の都合により日時が変更になる場合もある）

8 開催場所

- ・座学講習：主に御蔵入交流館
- ・現地講習：駒止湿原、矢の原湿原 他

9 受講に関して

- ・受講料及びテキスト代は無料とする。
- ・講習会場への移動は受講者の責任（負担）で行うものとする。
- ・現地講習に係る保険料は受講者の負担とする。（現地講習日に徴収）
- ・現地講習時に必要な物（レインコート、トレッキングシューズ等）については、受講者各自で準備するものとする。
- ・受講者への事務連絡は原則メール送信で行う。

10 認定証

- ・講習会修了者には駒止湿原案内人として「認定証」を交付する。なお認定証交付は養成講習会修了式を除く講習会全体回数の6割以上の受講を条件とする。
- ・本人の意思により「駒止湿原案内の会」へ入会し、監視業務に携わることができる。